CDLドライバー安全管理・運用ガイド

管理体系：① 新規採用　② 在職中　③ 照会・記録保存　④ 毎日の運行前安全確認（別画像）

01 新規採用時の確認

02 在職中の定期照会

03 照会手順・記録保存

04 毎日の運行前安全確認（別画像資料）

01｜新規採用時のClearinghouse確認

1 / 3

目的：採用予定者を安全関連業務に配置する前に、薬物・アルコール規則違反による運転禁止状態の有無を確認する。

No.	確認項目・内容	根拠法令	確認方法・注意事項・保存期間（Remarks）
01	**対象となる運転者**	49 CFR Part 382	対象となるCDLドライバーの氏名、CDL番号、発行州を照合する。
02	**採用前 Full Query**	§ 382.701(a)	安全関連業務に就かせる前にFull Queryを実施。採用選考のRoad Test（§ 391.31）前には必須ではない。

CDLドライバー安全管理・運用ガイド

FMCSA Drug & Alcohol Clearinghouse | 法令・確認方法・注意事項・保存期間

01 | 新規採用時のClearinghouse確認

2 / 3

目的：採用予定者を安全関連業務に配置する前に、薬物・アルコール規則違反による運転禁止状態の有無を確認する。

No.	確認項目・内容	根拠法令	確認方法・注意事項・保存期間（Remarks）
03	**本人の電子同意**	§ 382.703	ドライバー本人がClearinghouse上で個別に電子同意。未同意の場合、Full Queryは完了しない。
04	**照会結果の確認**	§ 382.701	照会後に「Not Prohibited」を確認。「Prohibited」は安全関連業務不可。Not Prohibitedでも他の法定要件は別途必要。
05	**DOT採用前薬物検査**	§ 382.301	Clearinghouse照会とは別の義務。原則、DOT薬物検査の陰性結果を安全関連業務開始前に確認。

CDLドライバー安全管理・運用ガイド

FMCSA Drug & Alcohol Clearinghouse | 法令・確認方法・注意事項・保存期間

01 | 新規採用時のClearinghouse確認

3 / 3

目的：採用予定者を安全関連業務に配置する前に、薬物・アルコール規則違反による運転禁止状態の有無を確認する。

No.	確認項目・内容	根拠法令	確認方法・注意事項・保存期間（Remarks）
06	**過去のDOT勤務歴**	§ 391.23(e)	以前にFMCSA以外のDOT規制下で勤務した場合、該当する前職への別途照会が必要。FMCSA対象の違反履歴はClearinghouse照会で確認。
07	**記録の管理**	§ 382.701 / § 382.703	照会記録・回答は3年間保存。2023年1月6日以降、有効なClearinghouse登録を維持する雇用主はシステム内記録で当該義務を充足。

※ Clearinghouseの結果が「Not Prohibited」でも、採用前DOT薬物検査・CDL資格等の別の要件を免除するものではありません。

CDLドライバー安全管理・運用ガイド

FMCSA Drug & Alcohol Clearinghouse | 法令・確認方法・注意事項・保存期間

02 | 在職中の定期照会・継続管理

目的：在職中も運転禁止状態を定期的に照会し、必要な安全管理措置を適切に実施する。

No.	確認項目・内容	根拠法令	確認方法・注意事項・保存期間（Remarks）
01	**年次照会**	§ 382.701(b)	対象ドライバーは少なくとも12か月（365日）以内に1回照会。直近の有効な照会日を基準に期限を管理。
02	**Limited Query**	§ 382.701 / § 382.703	事前の一般書面同意に基づいて実施。詳細な違反情報を直接表示するものではない。
03	**記録が存在する場合**	§ 382.701(b)	Limited Queryで記録ありの場合はFull Queryへ移行。Limited Query後24時間以内にFull Queryが完了しなければ、完了まで安全関連業務に就かせない。
04	**Full Query本人同意**	§ 382.703	Full Queryには個別の電子同意が必要。必要な同意が得られなければ安全関連業務から外す。

CDLドライバー安全管理・運用ガイド

FMCSA Drug & Alcohol Clearinghouse | 法令・確認方法・注意事項・保存期間

02 | 在職中の定期照会・継続管理

目的：在職中も運転禁止状態を定期的に照会し、必要な安全管理措置を適切に実施する。

No.	確認項目・内容	根拠法令	確認方法・注意事項・保存期間（Remarks）
05	**変更通知への対応**	FMCSA公式FAQ	過去12か月以内に照会したドライバーの記録変更通知を受けた場合、FMCSAは24時間以内のフォローアップFull Queryを推奨。これはLimited Query後の法定24時間ルールとは別。
06	**無作為薬物・アルコール検査**	§ 382.305	Random TestingはClearinghouse照会とは別の制度。対象者の無作為抽出と検査記録を別途管理。
07	**運転禁止・復帰管理**	§ 382.501 / Part 40	「Prohibited」の運転者は安全関連業務不可。SAP評価、RTD陰性検査等の適用手続きを確認し、状況に応じてFollow-up Testingも管理。

※ 「Limited Query後24時間以内のFull Query未完了」と「変更通知後24時間以内のフォローアップ推奨」は別の取扱いです。

CDLドライバー安全管理・運用ガイド

FMCSA Drug & Alcohol Clearinghouse | 法令・確認方法・注意事項・保存期間

03 | 照会手順・注意事項・記録保存

1 / 2

目的：担当者が照会手順、本人同意、保存期間、アクセス権限を統一して管理する。

No.	確認項目・内容	根拠法令	確認方法・注意事項・保存期間（Remarks）
01	**Employer登録**	Clearinghouse運用	会社のEmployerアカウントにログインし、権限のある担当者が操作する。
02	**照会の準備**	Clearinghouse運用	Query Plan等、必要な利用設定を確認。氏名・CDL番号・発行州を照合する。
03	**照会種別を選択**	§ 382.701	新規採用はFull Query、在職中はLimitedまたはFull Query。照会目的を間違えない。
04	**同意の確認**	§ 382.703	Full Queryは各回の電子同意、Limited Queryは事前の一般同意が必要。Limited Query同意記録は最後の照会日から3年間保存。

CDLドライバー安全管理・運用ガイド

FMCSA Drug & Alcohol Clearinghouse | 法令・確認方法・注意事項・保存期間

03 | 照会手順・注意事項・記録保存

目的：担当者が照会手順、本人同意、保存期間、アクセス権限を統一して管理する。

No.	確認項目・内容	根拠法令	確認方法・注意事項・保存期間（Remarks）
05	**結果と対応を記録**	§ 382.701	照会記録・回答は3年間保存。有効なClearinghouse登録の維持により当該保存義務を満たせる。Limited Query同意記録は別途管理。
06	**個人情報へのアクセス**	社内管理基準	照会結果、薬物検査情報、本人同意書は権限者のみに閲覧を限定する。
07	**業務停止時の対応**	§ 382.703 / § 382.501	Full Queryへの同意拒否・未完了等により必要な照会を実施できない場合や「Prohibited」の場合、安全関連業務に就かせない。

※ 保存期間は書類ごとに異なります。本資料のClearinghouse照会記録と一般同意書は § 382.701(e)、 § 382.703(a)を参照。